平成 24 年８月 29 日

各位

会　社　名　グ　リ　ー　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長　　田 中　　良 和
（コード番号：3632　東証第一部）
問 合 せ 先　コーポレート本部長　秋　山　　仁
（TEL.03-5770-9500）

「株式付与ＥＳＯＰ信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

グリー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中良和、東証一部上場：コード番号 3632、以下「当社」）は、平成 24 年８月 15 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決議いたしましたが、本日、ＥＳＯＰ信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．ＥＳＯＰ信託導入の目的

当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、ＥＳＯＰ信託を導入いたします。

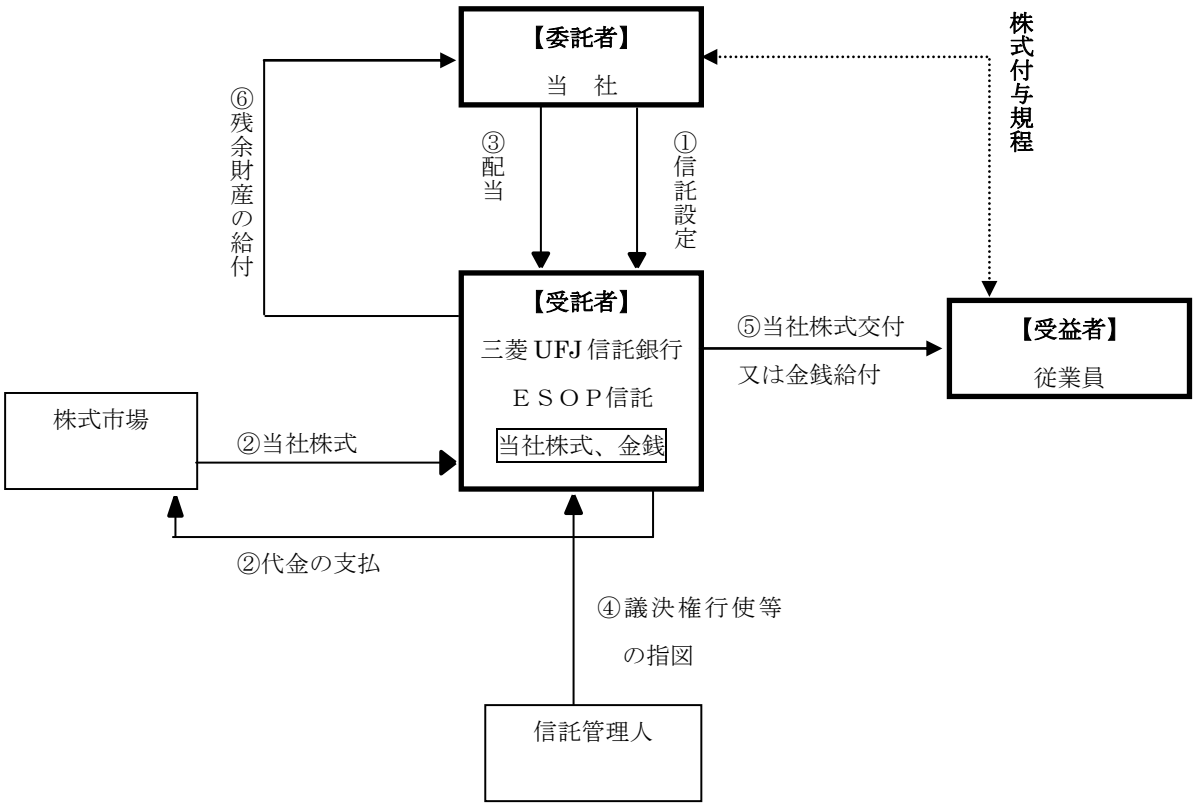
２．ＥＳＯＰ信託の概要

ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社および当社子会社の従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式付与規程に基づき当社および当社子会社の従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式付与規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

３．ＥＳＯＰ信託の仕組み



①当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするＥＳＯＰ信託を金銭で設定します。
②ＥＳＯＰ信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。
③ＥＳＯＰ信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ＥＳＯＰ信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
⑤当社の株式付与規程に従い、一定の要件を充足する従業員は、当社株式を受領します（例外的に、受益者の選択により信託内で当社株式を換価して金銭で受領することも可能です)。
⑥ＥＳＯＰ信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※一定の要件を充足する当社および当社子会社の従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了する場合があります。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	一定の要件を充足する当社および当社子会社の従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
⑤受益者	一定の要件を充足する当社および当社子会社の従業員
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成 24 年８月 29 日
⑧信託の期間	平成 24 年８月 29 日～平成 29 年８月 28 日（予定）
⑨議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪取得株式の総額	2,000,000,000 円（予定）
⑫株式の取得時期	平成 24 年８月 31 日～平成 24 年９月 21 日（予定）
⑬株式の取得方法	取引所市場より取得

以　上